

令和元年度主な新規事業について
～産前産後ヘルパー派遣事業～

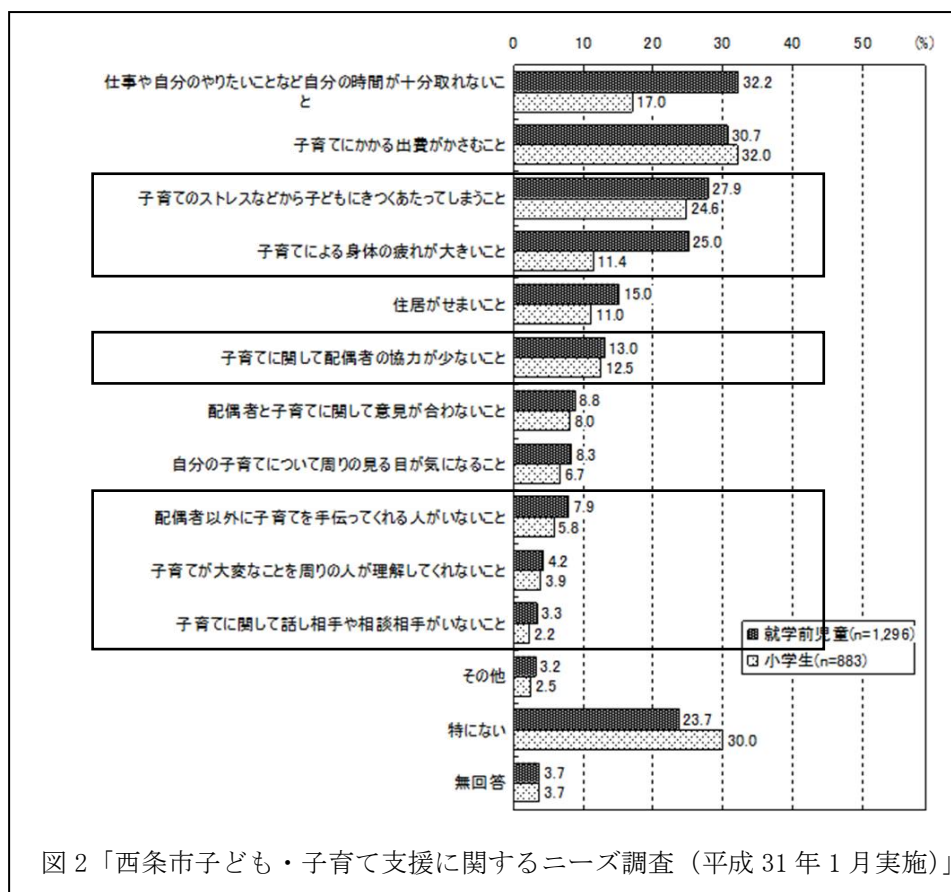
令和元年度第1回 西条市子ども・子育て会議
(令和元年7月24日)

1 本市を取り巻く現状

本市でも、核家族化とそれに伴う地域の繋がり希薄化が進んでいる。(図 1)



また、そのような環境下で、子育て家庭、特に就学前児童のいる家庭では、子育てに対する孤立感、負担感を抱える傾向が強い。(図 2)



2 「西条市産前産後ヘルパー派遣事業」の創設

(1) 事業の概要

産前産後の時期にあり、日中に家族等の援助が受けられない家庭を対象にヘルパーを派遣し、育児及び家事の援助を行う事業。

(2) 法令等の根拠

① 児童福祉法第6条の3第5項「養育支援訪問事業」

概ね生後3か月までに全ての子育て家庭を保健師等が訪問すること（こんにちは赤ちゃん事業）などによって把握した対象家庭に対し、児童の養育に関する相談やその他の継続的支援を行う、児童虐待予防のための事業。

② 実施要綱「養育支援訪問事業の実施について（厚生労働省）」抜粋

「様々な事情により地域社会から孤立しがちな子育て家庭等に対して、（中略）育児・家事援助に重点を置いた必要な支援の提供に努められたい。」

3 具体的な実施内容

(1) 利用対象

- ① 妊娠中（母子健康手帳の交付を受けていること）で、日中家族等の援助がなく、家事が困難な家庭
 - ② 産後12か月までの児童を養育し、日中家族等の援助がなく、育児または家事が困難な家庭
 - ③ その他、やむを得ない事由があると市長が認める家庭
- ※入院または治療が必要な場合、感染症に罹患またはその疑いがある場合は利用できない。

(2) 利用回数

(1) の①～③に該当する期間ごとに、1日1回2時間以内で、20回を限度に利用できる。

(3) 利用時間

月～金曜日（年末年始や祝日等を除く）の9～17時まで

(4) 利用料金

無料

(5) 援助の内容

育児援助	家事援助
① 授乳 ② おむつ交換 ③ 沐浴介助 ④ 病院受診、健診等の同行 ⑤ その他、市長が必要と認める 育児援助	① 食事の準備及び後片付け ② 衣類の洗濯 ③ 居室等の掃除及び整理整頓 ④ 生活必需品の買い物 ⑤ その他、市長が必要と認める 家事援助

(6) 実施形態

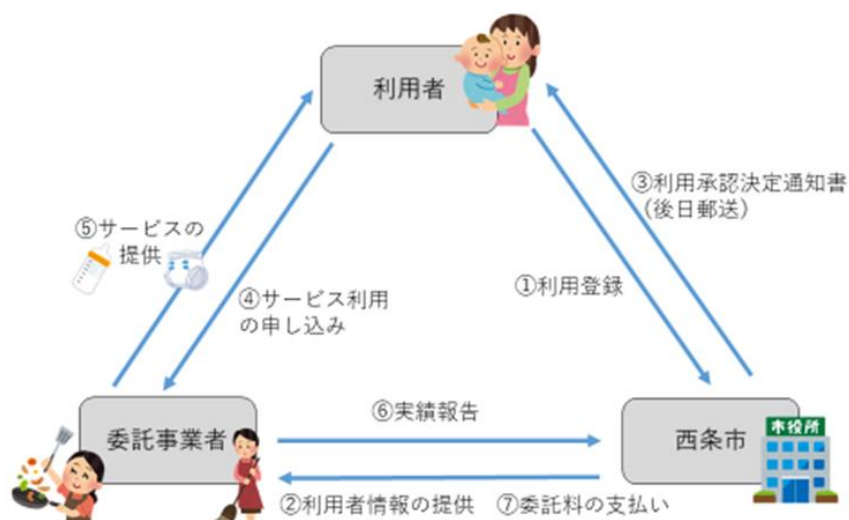
市内の指定障害福祉サービス事業者等3者への複数委託

※利用者の必要とする援助を、質、量ともに十分に提供できる体制を確保するため

(7) 事業開始日

令和元年8月1日

(8) 運用フロー



(9) 添付資料

チラシ（案）

休憩してね、ママ。

2019.8～
スタート

無料

産前産後ママ向け
家事・育児代行サポート

ハピ♡すくヘルパー



産前産後の方に向けた無料ヘルパー派遣「ハピ♡すくヘルパー」が始まりました
ママは、休むことだってお仕事。家事・育児の負担軽減やお話し相手に。ぜひご利用ください。

	妊娠中（母子健康手帳を持っている方）	産後（12か月以内）
回数	各20回まで	
時間	1日1回2時間まで	
料金	無料	
ご利用時間帯	月～金、9時～17時	
援助内容	家事援助	家事援助、育児援助

どんなことを手伝ってもらえるの？

●家事援助

①食事の準備や片付け②洗濯③お部屋の片づけ・掃除④生活必需品の買い物 など

●育児援助

①授乳②おむつ交換③沐浴介助④病院受診・健診などへの同行 など

まずは、お近くの窓口で利用者登録を！

▶西条市役所 本庁 子育て支援課 0897-52-1370

▶東予総合支所 市民福祉課 0898-64-2700

▶丹原総合支所 市民福祉課 0898-68-7300

▶小松総合支所 市民福祉課 0898-72-2111

子育て応援サイト
ハピ♡すくも見てね！

